

浜松市口腔保健支援センター設置要綱

(目的)

第1条 歯科口腔保健の推進に関する法律第十五条の規定に基づき、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進するため、浜松市口腔保健支援センター(以下「支援センター」という。)を設置する。

(設置)

第2条 支援センターは、浜松市健康福祉部に設置する。

(所管業務)

第3条 支援センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 歯科口腔保健に関する知識などの普及啓発等
- (2) 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- (3) 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- (4) 歯科疾患の予防のための措置等
- (5) 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等
- (6) 歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援
- (7) 前6号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進のために必要な業務

(職員の員数等)

第4条 支援センターには、次に掲げる職員を配置する。

- (1) センター長 1名
センター長は、浜松市健康福祉部医療担当部長とする。
- (2) 副センター長 1名
副センター長は、浜松市健康福祉部健康増進課長とする。
- (3) 歯科医療専門職 2名以上
歯科医療専門職は、歯科医師又は歯科衛生士のいずれかの資格を有している者とし、少なくとも1名は歯科医師の資格を有している者とする。
- (4) その他職員 必要数

(職員の職務内容)

第5条 支援センターの職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) センター長
支援センターを代表し、その職務を総括する。
- (2) 副センター長
センター長を補佐するとともに、センター長に事故あるとき、又はセンター長が欠けるときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- (3) 歯科医療専門職及びその他職員
第3条に掲げる業務の実施に必要な事務を行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、センター長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。